

年末・年始の業務取扱いについて（お知らせ）

標記の件について、下記のように取扱いさせていただきますので、各種届書や請求書（誤記・記入漏れ・印漏れ等ないように!）を、出来るだけ早くご提出いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

* 現金給付関係

12月19日（木）受付分まで … 【12/26（木）支払予定】

※ 内容によっては、年明け以降の処理になる
場合があります。

* 適用関係

12月26日（木）午前中受付分まで … 【年内処理】

なお、年末・年始の休日は、令和元年12月28日（土）～令和2年1月5日（日）までとさせていただきます、令和2年1月6日（月）からは平常業務となりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。